

誰かが、誰かの、  
たこからもの。



# 出産後の 職場復帰に取り組む 企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる  
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

## ◆ 出産後職場復帰奨励金 ◆

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合

労働者数に応じて

# 10万.20万円/人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

### 奨励金申請チェックシート

- Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q2 「中小・小規模事業者等」ですか?(下図参照)  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に  
明文化されていますか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です

- Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する  
支援に今後も取り組みますか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q7 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、  
その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?  
 はい  いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q8 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか?  
① 労働者30人未満の事業所  
・はじめて申請する場合 …… 20万円/人  
・2回目以降 …… 10万円/人
- ② 労働者数30人以上50人未満の事業所  
…………… 10万円/人

#### 中小・小規模事業者等とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。  
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働者数のみで判断してください。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

詳細は 島根県女性活躍推進課の  
ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所

TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所

TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会